

## 持続可能な地域経済の発展に関する連携協定書

亀岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人京都中小企業家同友会（以下「乙」という。）は、持続可能な地域経済の発展において長期的視点に立ち、相互の資源を有効に活用し、綿密な相互連携と協働による活動を推進するため、次のとおり持続可能な地域経済の発展に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力を行い、持続可能な地域社会の実現や地域課題の解決、地域内循環型経済の推進による地域経済の発展等に取り組むことを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携、協力して実施する。

- （1）地域の持続可能な経済活動の推進に関する事項
- （2）地域資源や地域課題を活用した特色ある経済活動の推進に関する事項
- （3）まちづくりや地域経済を支える地域人材及び地域企業育成の推進に関する事項
- （4）前各号に掲げるものの他、双方合意の上前条の目的達成に必要と認める事項

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、当該事項の実施について協議を行い、具体的な実施事項について決定する。

3 第1項各号に定める事項を推進するに当たっては、甲及び乙は、事業者その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この場合において、相手方からこの協定に基づき提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

### （施策の評価・検証）

第3条 甲及び乙は、前条に定める項目の実施にあたり、定期的に評価会議を開催し、それぞれの具体的な施策の展開を検証するとともに、取組内容の見直しを行わなければならない。

### （個人情報等の取扱い）

第4条 甲及び乙は、個人が特定されるデータの交換は行わないこととする。また、本協定に基づく連携において他の当事者から提供された情報を第1条に定める目的の範囲内で利用するものとし、他の当事者の事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

（1）法令により開示を求められたもの

### （情報保持の義務）

第5条 甲及び乙は、本協定が第7条に定める有効期間の満了により効力を失った後も前条による情報保持の義務を負う。

### （疑義等の決定）

第6条 本協定に定めるもののほか、連携に関し必要な事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して決定する。

### （協定の有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結日から2年間とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、甲及び乙いずれからも異議の申立てがない場合は、さらに2年間自動更新するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、甲及び乙は記名の上、各々1通を保持する。

令和8年 6月 26日

甲 京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市

亀岡市長

程川孝裕

乙 京都府京都市下京区四條通室町東入函谷鉾町78番地  
京都経済センター 4階

一般社団法人京都中小企業家同友会

代表理事

児玉雅人